

証券コード 8046  
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号  
(本店事務所 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号)

**丸藤シートパイル株式会社**

代表取締役社長 加 藤 七 郎

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出の自粛が求められております。この状況を受けて慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこととしました。

株主の皆様におかれましては、感染リスクを避ける観点から、本株主総会につきましては、極力、書面、またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットでの議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬具

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号  
航空会館 5階会議室  
(ご来場の際には末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mrfj.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染防止への対応について

#### 【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・本年の株主総会は、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただき、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

#### 【ご来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用やアルコール消毒液のご利用、検温等にご協力をお願い申し上げます。

#### 【弊社の対応について】

- ・株主総会の運営係員は、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用でご対応させていただきます。

## 【インターネットでの議決権行使について】

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年6月24日(水曜日)午後5時30分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である「みずほ信託銀行 証券代行部(以下)」までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00 ~ 21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00 ~ 17:00)

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用や所得環境の改善により、景気は緩やかな回復傾向で推移してきましたが、輸出や生産での弱含みに加え、消費増税の影響も懸念される状況にありました。また、米中通商問題等海外情勢の動向に加え、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響など、景気の先行きはさらに厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループが属する建設業界におきましては、首都圏再開発を中心とした民間の設備投資は緩やかな増傾向で推移し、インフラ整備等の公共事業投資は堅調に推移しました。しかしながら、労働力不足による人件費及び運送コストの上昇、鋼材価格の高止まり等、厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは経営資源の最適配分と経営の効率化に取り組んでまいりました。また、価格の改善、連結子会社との連携による工事受注の強化を図ってまいりました。一方で、受注活動における熾烈な価格競争を克服すべく、採算性を重視した営業活動を展開するとともに、コスト削減と生産性の向上を進め、利益の確保に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は343億91百万円（前期比2.6%減）となりました。売上原価は対前期比で原価率が0.1ポイント低下した286億74百万円（前期比2.8%減）、販売費及び一般管理費は42億83百万円（前期比5.3%減）となりました。この結果、営業利益は14億33百万円（前期比10.4%増）となりました。

営業外収益3億57百万円（前期比12.6%減）、営業外費用1億34百万円（前期比14.8%減）を加減し、経常利益は16億56百万円（前期比6.9%増）となりました。特別利益60百万円、特別損失42百万円を計上し、税金等調整前当期純利益は16億74百万円（前期比9.6%増）となりました。さらに法人税等合計5億70百万円を計上しました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は11億4百万円（前期比11.3%増）となりました。

当社の営業の部門は分かれておらず、事業の部門別売上状況は作成しておりません。なお連結子会社は当社資材輸送及び専門基礎工事の一翼を担っております。

当社グループの売上の形態別内訳は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
販 売	15,102	42.8	13,511	39.2
賃 貸	4,016	11.4	4,250	12.4
工 事	10,185	28.8	10,570	30.7
加 工 受 託	2,721	7.7	2,705	7.9
運 送 受 託	3,285	9.3	3,351	9.8
合 計	35,311	100.0	34,391	100.0

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は6億34百万円であり、主なものは、次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

ディ・ケイ・コム (株)	機械及び装置	全周回転機械類
札幌工場	建物及び附属設備	事務所

### ② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 企業リスクへの適切な対応

当社グループは常に「安全の確保」を経営の最重要課題として位置づけております。

今般発生した新型コロナウイルスの感染拡大では、社員の健康と安全を最優先にテレワーク等を推進しつつ、基幹業務を維持する体制を構築してまいりました。今後も想定される大規模地震や自然災害などの危機的状況に対し、経営に及ぼす影響度を勘案しつつ事業が継続できる体制を整備してまいります。同様に労働災害撲滅も喫緊の課題であります。安全管理活動を強化し災害・事故のリスクを徹底的に排除いたします。

一方、働き方改革に関連する法規制の遵守に努めるとともに、多様化するハラスメントの問題等、様々な企業リスクに対応するため内部統制システムの実効性を更に高め、グループならびに協力会社全役職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んでまいります。

##### ② コア事業の更なる収益力強化

当社グループは、引き続きコア事業の収益力強化を目指してまいります。新型コロナウイルスの影響による世界的な景気減速が見られる中、国内の建設投資では発注の先送りや工事の進捗遅れなどが懸念されており、堅調な業績が続いていた建設業界にも先行きの不透明感が増しております。

当社グループは本業である重仮設事業の収益力を高めるべく、契約単価の改善とともに全社を挙げたコスト削減と資機材の効率稼働を推進し、更なる原価の低減にも努めてまいります。

一方、建設用重機の積極運用による工事受注の拡大を図るとともに、工場における整備・加工の生産性向上、受注加工営業の強化にも取り組んでまいります。

##### ③ 収益構造の変革

当社グループは新たな収益源の創出を目指し新技術・新商品の開発を継続してまいります。産学共同による研究開発に注力、競争力のある新商品・新工法の開発を加速し、他社との差別化による受注の拡大を図ってまいります。

外部企業との提携や連携強化も視野に入れつつ、将来の収益の柱となるような新事業の開発を目指します。また、海外事業については引き続き検討を進めてまいります。

一方、重点課題である経営資源の最適配置を進めるため、保有資産・保有知財の収益性の検証を進め、最適な活用方法を模索しながら、安定した収益源の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第69期	第70期	第71期	第72期
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	(当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高	33,157	32,950	35,311	34,391
経 常 利 益	1,293	1,339	1,549	1,656
親会社株主に帰属する当期純利益	859	888	992	1,104
1株当たり当期純利益	23円63銭	246円75銭	277円16銭	308円49銭
総 資 産	45,116	45,479	45,423	43,967
純 資 産	25,675	26,272	26,880	27,404

(注) 第70期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたとして仮定して算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジ運輸株式会社	47百万円	100.0%	一般貨物自動車運送事業
ディ・ケイ・コム株式会社	20百万円	100.0%	一般建設機械工事業

(注) 当社の子会社は2社であり、上記子会社は連結子会社であります。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの事業内容は、鋼矢板（シートパイル）、H形鋼、鋼製山留材、覆工板等の建設基礎工事用鋼製重仮設資材、仮設システム橋梁、各種補強土壁製品、建築用鉄骨加工品等の販売、賃貸及び資材提供に附帯する設計、工事、加工、運送等であります。

招集  
ご  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

## (8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

## ① 当社

名 称	(所在地)		
本 店	(東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号) (本店事務所 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号)		
東 京 支 店	(東京都中央区)	札 幌 支 店	(北海道札幌市)
東 北 支 店	(宮城県仙台市)	関 東 支 店	(埼玉県さいたま市)
名 古 屋 支 店	(愛知県名古屋市)	関 西 支 店	(大阪府大阪市)
道 東 営 業 所	(北海道中川郡)	青 森 営 業 所	(青森県上北郡)
岩 手 営 業 所	(岩手県北上市)	秋 田 営 業 所	(山形県酒田市)
山 形 営 業 所	(山形県酒田市)	茨 城 営 業 所	(茨城県稲敷郡)
千 葉 営 業 所	(千葉県千葉市)	横 浜 営 業 所	(神奈川県横浜市)
新 潟 営 業 所	(新潟県新潟市)	静 岡 営 業 所	(静岡県静岡市)
北 陸 営 業 所	(富山県高岡市)		
道 東 工 場	(北海道中川郡)	札 幌 工 場	(北海道江別市)
青 森 工 場	(青森県上北郡)	仙 台 工 場	(宮城県岩沼市)
山 形 工 場	(山形県酒田市)	茨 城 工 場	(茨城県稲敷郡)
埼 玉 工 場	(埼玉県狭山市)	千 葉 工 場	(千葉県市原市)
新 潟 工 場	(新潟県新発田市)	名 古 屋 工 場	(愛知県知多郡)
北 陸 工 場	(富山県高岡市)	金 沢 工 場	(石川県白山市)
関 西 工 場	(京都府綴喜郡)		

## ② 子会社

名 称	(所在地)
フジ運輸株式会社	(千葉県市原市)
ディ・ケイ・コム株式会社	(東京都江東区)



(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
463名	24名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
362名	5名増	45.7歳	18.7年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,720百万円
株式会社三井住友銀行	690百万円
三井住友信託銀行株式会社	620百万円
株式会社三菱UFJ銀行	600百万円
みずほ信託銀行株式会社	310百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 14,766,700株

(2) 発行済株式の総数 4,000,000株

(注) 自己株式420,270株を除いた発行済株式の総数は3,579,730株であります。

(3) 株主数 2,666名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三井物産スチール株式会社	492,700株	13.76%
住友生命保険相互会社	214,400	5.98
明治安田生命保険相互会社	183,108	5.11
株式会社みずほ銀行	170,704	4.76
日本製鉄株式会社	165,770	4.63
大樹生命保険株式会社	165,100	4.61
日本生命保険相互会社	105,839	2.95
丸藤ビル株式会社	104,203	2.91
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	71,700	2.00
三井住友信託銀行株式会社	67,400	1.88

(注) 1. 当社は自己株式420,270株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付けで損害保険ジャパン株式会社に変更しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	志 村 孝 一	
代表取締役社長	加 藤 七 郎	社長執行役員
取 締 役	泉 恵 一	常務執行役員、経営企画部、情報システム部管掌
取 締 役	羽 生 成 夫	常務執行役員、営業管理部長、工場統括部、工事統括部、業務部管掌、技術統括部担当
取 締 役	松 田 達 也	執行役員、東京支店、名古屋支店管掌、札幌支店、東北支店、関東支店、関西支店担当
取 締 役	高 橋 圭 介	執行役員、総務人事部、経理部、環境安全部、内部統制監査室担当
取 締 役	津 川 哲 郎	弁護士、津川哲郎法律事務所所長
取 締 役	見 坐 地 一 人	日本大学 生産工学部 教授 工学博士
常 勤 監 査 役	浅 田 耕 一	
常 勤 監 査 役	石 川 朗	
監 査 役	内 山 裕	税理士、内山裕税理士事務所所長

(注) 1. 当事業年度における異動は次のとおりであります。

- ①2019年6月27日開催の第71回定時株主総会において、松田達也及び高橋圭介の両氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ②2019年6月27日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役大川伸二及び島田一史の両氏が任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は社外取締役であります。
3. 監査役 石川朗氏及び内山裕氏は社外監査役であります。
4. 監査役 内山裕氏は税理士の資格を有しております。財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 津川哲郎氏及び見坐地一人氏、監査役 石川朗氏及び内山裕氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役津川哲郎氏、見坐地一人氏、監査役浅田耕一氏、石川朗氏及び内山裕氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	10名	164百万円	(うち社外取締役	2名	9百万円)
監査役	3名	32百万円	(うち社外監査役	2名	17百万円)

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額220百万円以内(ただし使用人給与と相当分は含まない)であります。  
(2006年6月29日開催の第58回定時株主総会決議)
2. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額48百万円以内であります。  
(2006年6月29日開催の第58回定時株主総会決議)

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役 津川哲郎氏は、津川哲郎法律事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

監査役 内山裕氏は、内山裕税理士事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会は当事業年度において13回開催しております。

監査役会は当事業年度において14回開催しております。

① 取締役 津川 哲郎氏

当事業年度開催の取締役会には12回出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

② 取締役 見坐地 一人氏

当事業年度開催の取締役会には11回出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて工学博士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 監査役 石川 朗氏

当事業年度開催の取締役会及び監査役会には全て出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて企業経営等の豊富な経験に基づく高い見識から発言を行っております。

④ 監査役 内山 裕氏

当事業年度開催の取締役会には12回出席、監査役会には全て出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて税理士としての専門的見地から発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額	40百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」対応に関する助言業務契約を締結し、その対価を支払っております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その基本となる「内部統制システムの基本方針」の内容は以下のとおりであります。

##### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人（以下「役職員」という）は法令遵守が企業活動の前提であることを認識しており、当社は、コンプライアンス体制強化のため「コンプライアンス行動規範」の周知徹底を図り、必要な組織の設置、教育等を行う。
- ② 役職員が、「コンプライアンス行動規範」に抵触する事態を発見した場合、コンプライアンス委員会に通報する体制を維持及び向上に努める。
- ③ コンプライアンス委員会が、重要な問題を取締役会へすみやかに報告できる体制を維持及び向上することに努める。

- ④ 取締役会は、法令、社内規程等の遵守状況について、内部統制監査室が監査を行う体制を維持及び向上することに努める。また、内部統制監査室は、他の牽制・監視機能を持つ部門と連携を強化し、監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令、社内規程等に基づき、適切な保存及び管理を行う。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社及び子会社は、法令及び定款違反その他の事由で損失の危険のある業務執行行為が発見または通報された場合には、原則としてコンプライアンス委員会が、発見または通報された内容とそれがもたらす影響等について検討を加え、その結果を取締役に報告する。
- ② 取締役は、担当部署においてリスクに対応するため、規則・マニュアル等の制定・配布・研修等を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営計画のマネジメントについては、各業務執行部門において、毎年策定される年度計画に基づき、目標達成のために活動し、取締役会においては、経営計画が当初の予定通り進捗しているか、毎月その結果をレビューし、目標未達の要因分析、改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ② 日常の職務遂行に際しては、職責権限規程及び組織・職務分掌規程に基づき権限の委譲、分掌を行い、各責任者は社内諸規程に定める意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- (5) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び子会社の企業集団のコンプライアンス統括組織は、当社コンプライアンス委員会とする。
- ② 子会社の取締役、監査役を担当する当社の役職員は、子会社の役職員に必要なレビューを行うなど、それぞれの担当分野において子会社の情報把握に努めると共に、相互に十分な情報の交換を行う。
- ③ 当社子会社の社長は、当社社長に子会社の経営状況について毎月報告を行う。また担当取締役は重要課題について取締役会にも報告する。
- (6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
専任の監査役補助者は配置していないが、監査役は必要と判断した場合、内部統制監査室所属の職員に特命の監査を命ずることができるほか、内部統制監査室は監査役の要望した事項についての監査も実施する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より特命の監査を命じられた職員は、その命令に関しては取締役、内部統制監査室長等の指揮命令を受けない。
- ② 内部統制監査室の人事については、取締役と監査役で意見交換を行う。

(8) 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員は監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 監査役は取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることができる。
- ③ 監査役は、取締役、会計監査人とそれぞれ情報の交換を行い、相互の連携を図る。
- ④ 監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ⑤ 監査役の職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用または債務を支払うものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムの維持・向上に努める。その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価、必要に応じ是正し、金融商品取引法及び関連法令等との整合性を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 役職員は、「コンプライアンス行動規範」に基づき、反社会的な勢力や活動に対して毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じてはならない。
- ② 総務担当者は、管轄警察署と連携を保ち、関係行政機関主催の研修活動への参加を通じて、反社会的勢力に関する情報収集を行う。
- ③ 反社会的勢力から接触があった場合、総務人事部が中心となり、その対応に当たる。また、警察のほか顧問弁護士等に相談し、適切な措置を講ずる。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役8名(内社外取締役2名)で構成されており、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

取締役会において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

一方、各監査役は取締役会に出席し必要に応じ意見を述べると共に、監査役会において各取締役より業務執行状況の聴取を定期的に行っております。

更に常勤監査役は、執行役員会等の各種重要会議に出席すると共に、監査計画に基づき、各営業拠点、工場並びに子会社の往査、重要な資産の確認、会計監査人・内部統制監査室並びに子会社監査役との定期及び必要に応じての随時の情報交換、業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点の日常業務レベルでの把握、モニタリングを行い、より実効的な監査を通じて取締役の業務執行の適正性、妥当性確保に向けて経営監視機能の強化を図っております。

---

(注) 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。



## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

項 目	金 額	項 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,571</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,330</b>
現金及び預金	2,167	支払手形及び買掛金	7,800
受取手形及び売掛金	11,745	電子記録債務	2,128
電子記録債権	1,670	短期借入金	4,340
商 品	248	1年内返済予定の長期借入金	74
建設資材	17,477	未払法人税等	453
仕 掛 品	27	賞与引当金	410
貯 蔵 品	34	役員賞与引当金	38
そ の 他	218	工事損失引当金	11
貸倒引当金	△18	そ の 他	1,075
<b>固定資産</b>	<b>10,396</b>	<b>固定負債</b>	<b>232</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,727</b>	長期借入金	1
建物及び構築物	920	繰延税金負債	37
機械装置及び運搬具	1,142	退職給付に係る負債	26
土 地	4,454	資産除去債務	16
そ の 他	209	そ の 他	149
<b>無形固定資産</b>	<b>272</b>	<b>負債合計</b>	<b>16,563</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,395</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	878	<b>株 主 資 本</b>	<b>27,283</b>
退職給付に係る資産	203	資 本 金	3,626
繰延税金資産	30	資 本 剰 余 金	5,206
そ の 他	2,317	利 益 剰 余 金	19,459
貸倒引当金	△34	自 己 株 式	△1,008
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>120</b>
		その他有価証券評価差額金	200
		退職給付に係る調整累計額	△80
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>27,404</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>43,967</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>43,967</b>

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額	
売上高		34,391
売上原価		28,674
売上総利益		5,716
販売費及び一般管理費		4,283
営業利益		1,433
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	40	
受取地代家賃	146	
売電収入	64	
その他	104	357
営業外費用		
支払利息	32	
不動産賃貸費用	27	
売電費用	41	
その他	32	134
経常利益		1,656
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	0	
受取保険金	54	60
特別損失		
災害による損失	36	
投資有価証券評価損	6	42
税金等調整前当期純利益		1,674
法人税、住民税及び事業税		582
法人税等調整額		△11
当期純利益		1,104
親会社株主に帰属する当期純利益		1,104

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			純資産計 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	3,626	5,206	18,677	△1,008	26,501	323	55	379	26,880
当 期 変 動 額									
剰余金の配当			△322		△322				△322
親会社株主に帰属する当期純利益			1,104		1,104				1,104
自己株式の取得				△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△122	△135	△258	△258
当 期 変 動 額 合 計	-	-	782	△0	781	△122	△135	△258	523
当 期 末 残 高	3,626	5,206	19,459	△1,008	27,283	200	△80	120	27,404

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称は、フジ運輸株式会社、ディ・ケイ・コム株式会社であります。
2. 持分法の適用に関する事項  
該当する会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの…………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）  
時価のないもの…………… 移動平均法による原価法
    - ② たな卸資産  
建設資材…………… 先入先出法による原価から減耗費を控除する方法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
商品・貯蔵品…………… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
仕掛品…………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産…………… 定率法  
（リース資産を除く） 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
    - ② リース資産…………… 所有権移転ファイナンスリース・リース取引に係るリース資産であり、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
    - ③ 無形固定資産…………… 定額法  
（リース資産を除く） 但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
    - ④ 投資その他の資産…………… 長期前払費用は定額法によっております。  
また、投資不動産については定率法によっております。
  - (3) 重要な引当金の計上基準
    - ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
    - ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
    - ③ 役員賞与引当金…………… 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
    - ④ 工事損失引当金…………… 請負工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれる金額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

## ①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

## イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。

## ②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## ③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年間で均等償却しております。

## 5. 重要な収益及び費用の計上基準

## 工事売上高の計上基準

(1) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の工事…………… 工事完成基準

## 連結貸借対照表に関する注記

## 減価償却累計額

有形固定資産	10,870百万円
投資その他の資産	759百万円

## 受取手形裏書譲渡高

41百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 4,000,000株
- 剰余金の配当に関する事項  
当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	322	90.0	2019年3月31日	2019年6月28日

## 当連結会計年度の末日後行う剰余金の配当に関する事項

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	322	90.0	2020年3月31日	2020年6月26日

(注) 2020年6月25日開催の定時株主総会の議案として提案する予定であります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の信用限度管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を日々把握する体制としております。連結子会社についても、当社の信用限度管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社及び連結子会社では、各社が月次に資金繰計画を作成する方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,167	2,167	－
(2) 受取手形及び売掛金	11,745		
(3) 電子記録債権	1,670		
貸倒引当金 (*)	△18		
差引	13,397	13,397	－
(4) 投資有価証券	866	866	－
資産計	16,431	16,431	－
(5) 支払手形及び買掛金	7,800	7,800	－
(6) 電子記録債務	2,128	2,128	－
(7) 短期借入金	4,340	4,340	－
(8) 未払法人税等	453	453	－
(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	76	76	0
負債計	14,797	14,797	0

(\*) (2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価について、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	12

(※1) 上記について、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	7,655円38銭
2. 1株当たり当期純利益	308円49銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告  
書

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

項 目	金 額	項 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>32,799</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>15,971</b>
現金及び預り金	1,607	支払手数料	2,636
受取手形債権	1,712	電子記録債権	2,128
子記録債権	1,670	短期借入金	5,044
売掛金	9,756	1年内返済予定の長期借入金	4,340
商設資材	248	リース債権	60
建仕貯掛蔵品	17,477	未払費用	17
前払の費用	27	未払法人税等	269
その他当座金	31	前受収益	165
	85	賞与引当金	365
	199	役員賞与引当金	299
	△18	工事損失引当金	11
		その他負債	22
<b>固 定 資 産</b>	<b>10,358</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>117</b>
有形固定資産	6,081	繰延税金負債	22
建物	801	資産除の負債	16
構築物	103		78
機械装置	720	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,089</b>
車両運搬具	4	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具備	24	<b>株 主 資 本</b>	<b>26,867</b>
土地	4,302	資本剰余金	3,626
建物	124	資本剰余金	5,206
無形固定資産	144	資本剰余金	5,205
ソフトウェア	141	その他資本剰余金	0
その他の資産	3	利益剰余金	19,044
投資その他の資産	4,132	利益準備金	906
投資有価証券	878	その他利益剰余金	18,137
関係会社株	449	買換資産特定積立	348
前払年金費用	318	特別償却準備	56
投資不動産	1,561	別途積立	16,350
長期貸付金	218	繰越利益剰余金	1,382
関係会社長期貸付金	353	自己株式	△1,008
その他当座金	385	<b>評価・換算差額等</b>	<b>200</b>
	△34	その他有価証券評価差額金	200
<b>資 産 合 計</b>	<b>43,157</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>27,068</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>43,157</b>



# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金	額
売上高		33,279
売上原価		28,057
売上総利益		5,221
販売費及び一般管理費		4,015
営業利益		1,206
営業外収入		
受取利息	5	
受取配当金	40	
受取地代家賃	152	
売電収入	64	
その他	103	365
営業外費用		
支払利息	28	
支払手数料	2	
不動産賃貸費用	27	
固定資産処分損	13	
売電費用	41	
その他	12	125
経常利益		1,446
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	
受取保険金	54	55
特別損失		
災害による損失	36	
投資有価証券評価損	6	42
税引前当期純利益		1,459
法人税、住民税及び事業税		484
法人税等調整額		0
当期純利益		974

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	その他 資本 剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 合 計
					買換資産 特定積立 金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰 越 剰 余 金		
当 期 首 残 高	3,626	5,205	0	5,206	906	348	78	15,750	1,307	18,391
当期変動額										
買換資産特定積立金の積立					△0				0	－
特別償却準備金の取崩						△22			22	－
別途積立金の積立							600		△600	－
剰余金の配当									△322	△322
当期純利益									974	974
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△0	△22	600	74	652
当 期 末 残 高	3,626	5,205	0	5,206	906	348	56	16,350	1,382	19,044

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,008	26,215	323	323	26,539
当期変動額					
買換資産特定積立金の積立		－			－
特別償却準備金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△322			△322
当期純利益		974			974
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△122	△122	△122
当 期 変 動 額 合 計	△0	652	△122	△122	529
当 期 末 残 高	△1,008	26,867	200	200	27,068

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

建設資材…………… 先入先出法による原価から減耗費を控除する方法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・貯蔵品…………… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品…………… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産…………… 定率法

（リース資産を除く）

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

##### (2) リース資産……………

所有権移転ファイナンスリース・リース取引に係るリース資産であり、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

##### (3) 無形固定資産……………

（リース資産を除く）

定額法

但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (4) 投資その他の資産……………

長期前払費用は定額法によっております。

また、投資不動産については定率法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金……………

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金……………

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金……………

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金……………

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、当事業年度末日では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日より費用処理しております。

##### (5) 工事損失引当金……………

請負工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準
  - (1) 工事売上高の計上基準
    - ①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事…………… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
    - ②その他の工事…………… 工事完成基準
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なります。
  - (2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産処分損」（前事業年度1百万円）は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額
 

有形固定資産	9,721百万円
投資不動産	759百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 

短期金銭債権	72百万円
短期金銭債務	263百万円

## 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引
- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 営業取引による取引高      |          |
| 売上              | 0百万円     |
| 仕入              | 1,569百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 24百万円    |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における自己株式の数 420,270株
2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	420,174	96	-	420,270

**税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	16百万円
賞与引当金	116百万円
未払事業税	25百万円
退職給付引当金	186百万円
減損損失	387百万円
その他	135百万円
繰延税金資産小計	868百万円
評価性引当額	△420百万円
繰延税金資産合計	447百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△153百万円
退職給付信託設定益	△86百万円
退職給付信託財産評価損	△113百万円
その他有価証券評価差額金	△84百万円
その他	△32百万円
繰延税金負債合計	△470百万円
繰延税金負債の純額	△22百万円

**関連当事者との取引に関する注記**

重要な取引がないため、記載を省略しております。

**1 株当たり情報に関する注記**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 7,561円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 272円20銭   |

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

丸藤シートパイル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助 ㊦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福士 直和 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸藤シートパイル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸藤シートパイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

丸藤シートパイル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三澤 幸之助 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福士 直和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸藤シートパイル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

丸藤シートパイル株式会社 監査役会

常勤監査役 浅田 耕一 ㊟

常勤社外監査役 石川 朗 ㊟

社外監査役 内山 裕 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けており、業績に裏付けされた安定的目つ適正な利益配分を継続することを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、業績等を勘案し下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき90円  
総額 322,175,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月26日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 600,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 600,000,000円

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かとう しちろう (1959年3月5日生)	1981年4月 当社入社 2006年4月 当社東京支店技術部長 2008年4月 当社技術工務部長 2010年5月 当社札幌支店長 2012年4月 当社東北支店長 2014年6月 当社執行役員東北支店長 2016年6月 当社取締役執行役員営業総括部長、情報システム部、工場管理部担当 2017年4月 当社取締役執行役員営業管理部長、工事統括部管掌、業務部、工場管理部担当 2017年6月 当社取締役専務執行役員 2018年6月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る	1,800株
[取締役候補者とした理由] 主に技術部門の業務に携わり主要支店の責任者として、豊富な経験と会社業務について深い見識を有しており、代表取締役として経営の重要事項の決定及び経営全般についての的確かつ公正な監督に十分な役割を果たしており適任であることから、改めて選任するものであります。			
2	はにゅう しげお (1959年3月5日生)	1991年1月 当社入社 2009年4月 当社東京支店工事第一部長 2015年6月 当社執行役員東京支店工事第一部長 2016年11月 当社執行役員工事統括部長兼工事第三部長 2017年6月 当社取締役執行役員、営業管理部長、工事統括部管掌、業務部、工場管理部担当 2019年4月 当社取締役執行役員、営業管理部長、工場統括部長、工事統括部、技術統括部管掌、業務部担当 2019年6月 当社取締役常務執行役員、営業管理部長、工場統括部長、工事統括部、業務部管掌、技術統括部担当 2019年10月 当社取締役常務執行役員、営業管理部長、工場統括部、工事統括部、業務部管掌、技術統括部担当 現在に至る	1,200株
[取締役候補者とした理由] 主に工事部門の業務に携わり、全店の現業部門の統括責任者として、豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督に適任であることから、改めて選任するものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	いづみ けい いち 泉 恵 一 (1955年8月13日生)	1979年4月 三井物産株式会社入社 1990年11月 米国三井物産株式会社ニューヨーク本店鉄鋼部長 2006年6月 三井物産株式会社鉄鋼製品本部建設鋼材部長、国内営業推進部長 2006年6月 当社社外取締役 2009年6月 三井物産株式会社クアラルンプール支店長 2012年4月 インドネシア総代表兼インドネシア三井物産株式会社社長 2015年4月 三井物産スチール株式会社代表取締役副社長 2018年4月 同社取締役 2018年6月 当社顧問 2018年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部、情報システム部、技術統括部管掌 2019年4月 当社取締役常務執行役員、経営企画部、情報システム部管掌 現在に至る	800株
[取締役候補者とした理由] 商社鉄鋼部門での豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督などに適任であることから、改めて選任するものであります。			
4	まつ だ たつ や 松田 達也 (1963年6月19日生)	1988年5月 当社入社 2013年4月 当社関東支店長 2016年11月 当社名古屋支店長兼営業部長兼業務部長 2017年6月 当社執行役員名古屋支店長兼営業部長兼業務部長 2019年4月 当社執行役員、札幌支店、東北支店、関東支店、名古屋支店、関西支店担当 2019年6月 当社取締役執行役員、東京支店、名古屋支店管掌、札幌支店、東北支店、関東支店、関西支店担当 現在に至る	1,100株
[取締役候補者とした理由] 主に営業部門の業務に携わり主要支店の責任者として、豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督に適任であることから、改めて選任するものであります。			
5	たか へし けい ずけ 高橋 圭介 (1966年11月14日生)	1989年4月 当社入社 2014年6月 当社情報システム部長 2017年4月 当社経営企画部長 2017年6月 当社執行役員経営企画部長、情報システム部担当 2019年6月 当社取締役執行役員、総務人事部、経経部、環境安全部、内部統制監査室担当 現在に至る	600株
[取締役候補者とした理由] 主にシステム部門、経営企画部門の業務に携わり豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督などに適任であることから、改めて選任するものであります。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	津川哲郎 (1948年8月31日生)	1978年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会 1986年4月 津川哲郎法律事務所所長 2008年6月 当社監査役 2014年6月 当社取締役 現在に至る	0株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 弁護士としての専門的見地並びに企業法務等に関する豊富な経験を有しており、社外取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督などに適切な役割を果たしており適任であることから、改めて選任するものであります。		
7	見坐地一人 (1957年9月4日生)	1983年4月 日立造船エンジニアリング株式会社（現：日立造船株式会社）入社 1986年4月 東海ゴム工業株式会社（現：住友理工株式会社）入社 1988年10月 株式会社本田技術研究所 栃木研究所入社 2009年4月 日本大学 生産工学部 数理情報工学科 教授 博士（工学） 2018年6月 当社取締役 現在に至る	0株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 大学教授として主に音響及び振動解析等を研究、騒音・振動分野の専門家として広範な総合的知見と高度な専門知識を有しており、社外取締役としての経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督などに適任であることから、改めて選任するものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 泉恵氏は2006年6月29日付で当社社外取締役に就任し、2008年6月27日付で退任いたしました。  
3. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は社外取締役の候補者であります。  
4. 当社は津川哲郎氏及び見坐地一人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。  
5. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏と当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。当社は、両氏が再任されましたら当該契約を継続する予定であります。  
6. 津川哲郎氏は2008年6月27日付で当社社外監査役に就任し、2014年6月27日付で退任いたしました。  
7. 津川哲郎氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。  
8. 見坐地一人氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
9. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。  
10. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。  
11. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定もなく、また過去2年間に受けていたこともありません。  
12. 津川哲郎氏及び見坐地一人氏は当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役浅田耕一氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
さくらい りいちろう 櫻井 利一郎 (1954年1月28日生)	1991年2月 当社入社 2002年4月 当社総務人事部総務グループ長 2011年4月 当社総務人事部専門部長 2012年6月 当社内部統制監査室長 2014年2月 当社内部統制監査室 現在に至る	1,000株
[監査役候補者とした理由] 主に総務部門、内部統制部門の業務に携わり、企業法務及び事業活動に関する深い見識を有しており、当社の経営に資するところが大きいと判断し、監査役候補者としております。		

- (注) 1. 新任の監査役候補者です。  
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 櫻井利一郎氏と当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額を予定しております。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月27日開催の第71回定時株主総会において補欠監査役に選任された平田 厚氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

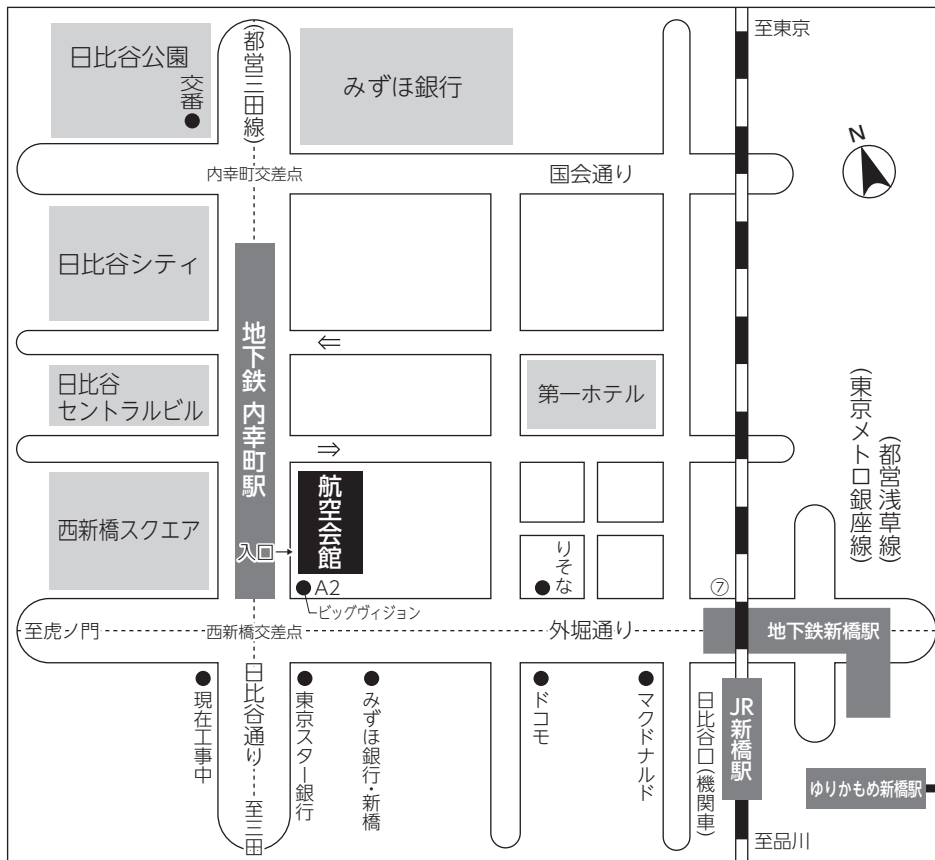
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ひら た あつし 平田 厚 (1960年5月23日生)	1990年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会 2004年4月 明治大学法科大学院専任教授 2012年1月 日比谷南法律事務所弁護士 現在に至る	0株
[補欠社外監査役候補者とした理由] 法科大学院の専任教授としての高い学識と弁護士としての豊富な経験に基づく高い見識を有し、更に業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり当社の経営に資するところが大きいと判断し、補欠監査役候補者としております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 平田 厚氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 平田 厚氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額を予定しております。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 航空会館 5階会議室  
 住所 東京都港区新橋一丁目18番1号



## 会場最寄駅

- ・ J R 新橋駅 日比谷口 徒歩6分
- ・ 地下鉄 新橋駅 ⑦出口 徒歩5分 (東京メトロ銀座線／都営浅草線)
- ・ 地下鉄 内幸町駅 A2出口 徒歩1分 (都営三田線)